【重要事項説明書】宅地建物取引に関する調査方法、窓口案内

枚方市

注意
本資料に記載している法令名等につきましては「宅地建物取引業法施行令(改正:令和5年5月26日)を参考に作成しており、記載
内容はご覧いただいている時点での最新の情報を常に掲載しているものではありませんので、参考資料としてご利用ください。

都市計画法、建築基準法その他法令に基づく制限等の調査方法

◆枚方市ホームページ内の「きてみてひらかたMAP」で以下の項目が調査できます。

令和7年4月18日 編集:<mark>都市計画課</mark>





② 環境・まちづくり から 地図検索(GIS)をクリック



③ 調べたい情報(マップ)を確認



【きてみてひらかたMAP】掲載情報

◆情報マップ一覧◆

不動産調査用マップ / 道路情報マップ

道路情報マップ / 上下水道施設情報マップ

都市計画情報マップ / 景観・屋外広告物

建築確認・許認可・定期報告 / 開発・宅地造成マップ 土地参考図

防災•観光•施設等情報

調査できる都市計画情報

【都市計画法に関する事項】

口区域区分(市街化区域/市街化調整区域)

※市全域が都市計画区域内(非線引き区域・準都市計画区域はなし)

□用途地域等

用途地域、建蔽率、容積率、高さ制限、斜線制限、日影規制

- ※用途地域による外壁の後退距離の限度、敷地面積の最低限度はなし口高度地区(一種/二種/三種)
- □防火地域·準防火地域(建築基準法第22条区域)
- 口高度利用地区

建蔽率の最高限度、容積率の限度(最高/最低)、建築面積の最低限度 壁面の位置の制限

口都市施設

都市計画道路、都市計画公園・緑地等

□市街地開発事業

土地区画整理事業、市街地再開発事業

- □地区計画(地区内の制限はHPを参照)
- □生産緑地地区

【その他】

□近郊緑地保全区域

※近郊緑地保全区域外は全て近郊整備区域

□宅地造成等工事規制区域

※敷地が2以上の用途地域にわたり、界線の表示が必要な場合は 敷地、前面道路、周辺の地形がわかる測量平面図と位置図を 都市計画課に提出してください。



枚方市電子申請サービス: LoGoフォーム

都市計画道路(公園)等の名称、決定 及び変更告示日・告示番号、整備状況、 幅員・延長(面積)一覧はHPを参照



◆用途地域ごとの制限一覧

〈<mark>都市計画課·</mark>審査指導課〉

	- D 71 - C 11													
F	用途地域	— 低 専	二低專	一中高	二中高	住	二住	準 住 居	準工	工業	工	近商	商業	調整 区域 (※1)
建蔽率		40% 50%		100	11-2	<u> </u>		0%		<i>></i>	,,		0%	60%
容積率		80% 100%	100%				20	0%				200% 300%	400% 500% 600%	200%
	前面道路係数	0.4				0.6				0.4				
道路斜線				C × 1.25			C×1.5				C×1.25			
隣地斜線	泉	な	こし	B×1.25+20					B×2	.5±31		B×1.25+20		
北側斜線	泉	A×1.	25 + 5	なし(※ 2)					なし	,			
高度地区(詳細は裏面)			重高度 .6+5	第二和 A×0. (※	6+10	Α>	三種高 <1.25+ ×0.6+	10			指	定なし		
絶対高さ	5	10)m						なし					
日影規制(詳細は裏面)		あり			なし			あり						
防火地均	域・準防火地域	法2	2条			準防火			準防火 (※4)	法2	22条	準防火 (※5)	防火	法22条

- A:前面道路の反対側の境界線又 は隣地境界線までの真北方向 の水平距離
- B:隣地境界線までの水平距離
- C:前面道路の反対側の境界線からの水平距離
- ※1 都計法41条区域は別途規制 あり
- ※2 日影規制があるため対象外
- ※3 香里ケ丘八丁目の一部地域は第一種高度地区
- ※4 一部地域を除く
- ※5 市街地再開発事業区域及び 岡東町の一部は防火地域

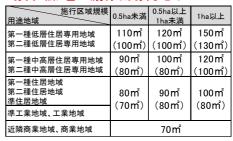
◆高度地区

〈都市計画課〉

◆戸建(長屋)住宅の最低敷地面積 〈開発調整課〉

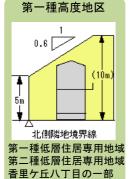
口枚方市開発事業等の手続等に関する条例 第9条第1項第2号関係(※)

:例に基づく開発事業等を行う際の協議基準で あり、 法に基づく規制ではありません

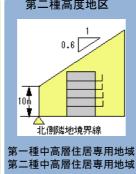


詳しくは開発調整課までご確認ください。

第二種高度地区



※一中高地域



0.6 1.25 🗸 北側淡地境果線 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域

第三種高度地区

◆日影規制

〈審査指導課〉

田冷地村	対象建築物		日影時間					
用途地域	对 家姓案彻	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離	口於时间				
第一種低層住居専用地域	軒高が7mを超える建築物又は	1.5m	5mを超え、かつ、10m以内の範囲	4時間				
第二種低層住居専用地域	地階を除く階数が3以上の建築物	mc.1	10mを超える範囲	2.5時間				
			5mを超え、かつ、10m以内の範囲	4時間				
第一種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4m	3川を超え、かり、10川及内の範囲	(第一種高度地区内は3時間)				
第二種中高層住居専用地域	同で1000と短光の建末物		10mを超える範囲	2.5時間				
				(第一種高度地区内は2時間)				
第一種住居地域 準住居地域	高さ10mを超える建築物	4m	5mを超え、かつ、10m以内の範囲	5時間				
第二種住居地域	同で1011を超える建業物	4111	10mを超える範囲	3時間				
準工業地域 工業地域								
工業専用地域 近隣商業地域		規制なし						
商業地域								
市街化調整区域	高さ10mを超える建築物	4m	5mを超え、かつ、10m以内の範囲	4時間				
中国心则正区场	同でいいで低んの姓来物	7111	10mを超える範囲	2.5時間				

〈開発調整課·審查指導課·道路河川管理課·府枚方土木事務所管理課〉 ◆道路と敷地の関係等の調査方法

口建築基準法上の道路種別の確認〈開発調整課〉※きてみてひらかたMAPで確認いただけます

産業番牛は工い追属性がい作成も開土体/ ふさしがしいられたMAFし作品がただけます。							
条文		道路の種別					
	第1号	国道、府道、市道	道路法による道路				
	第2号	開発道路	都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等による道路				
	第3号 既存道路 建築基準法施行の際すでに存在した道						
法第42条第1項	₩ 4日	第4号 事業予定道路 都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等で2年以内に事業が行される予定のものとして特定行政庁(市長)が指定したもの	都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等で2年以内に事業が執	4.0m以上			
	寿4万						
	第5号 位置指定道路 建築基準法施行令で定める基準に適合する道で、特定行政庁(市長)か 位置の指定を受けたもの						
		位置の指定を受けたもの					
法第42条第2項		みなし道路	法施行の際すでに建物が立ち並んでいた幅員4m未満の道で特定行政庁	Ē			
丛第42末第2項 ■		かなし追路	(市長)が指定したもの				

□市道・市管理道路の確認〈道路河川管理課〉

道路の位置、幅員、区間及び名称はきてみてひらかたMAPで確認いただけます。

口府道及び国道168号、307号、170号の確認〈大阪府枚方土木事務所管理課〉

国道1号の確認先については大阪国道事務所HPでご確認ください。

□不整形敷地等の接道・許可等〈審査指導課〉

◆建蔽率の緩和(角地緩和)

〈審査指導課〉

□枚方市建築基準法施行細則第6条関係

建築基準法第53条第3項第2号の規定により 市長が指定する敷地



◆建築協定区域

〈住宅まちづくり課〉

口建築協定地区、位置、協定書の内容

※建築協定区域外が含まれている場合が ありますので、詳細は住宅まちづくり課 窓口にご確認ください



◆景観法

〈住宅まちづくり課〉

□景観計画区域の確認

市全域が景観計画区域です。

□景観重点区域、景観形成区域、一般区域の確認



◆開発・建築に関する閲覧・証明書の交付等〈開発調整課〉

口交付手数料	①建築計画概要書の写し ^(処分等概要書を含む)	1件 200円
	②台帳記載事項証明書 ③開発登録簿の写し	1件 300円 1件 200円
	④指定道路調書の写し	1件 200円

◆建築基準法第86条による対象区域 (審査指導課)

- ◆災害危険区域〈大阪府審査指導課〉
- ◆宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく 制限のうち枚方市内では区域指定や規制等がないもの

【都市計画法】

52条第1項 田園住居地域内における建築等の規制

52条の2第1項 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制 52条の3第2項 市街地開発事業等予定区域の区域内における土地建物等の先 及び第4項 買い等

58条第1項 風致地区内における建築等の規制

58条の3 地区計画の区域内の農地の区域内における建築等の許可

【建築基準法】

43条の2 建築物に対する制限の付加

47条 壁面線による建築制限

49条 特別用途地区

49条の2 特定用途制限地域 50条 用途地域等における建築物等に対する制限

53条の2 建築物の敷地面積

54条 第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離

57条の2第3項 特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例

57条の4第1項 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度

57条の5 高層住居誘導地区

60条第1項 特定街区

60条の2 都市再生特別地区

60条の2の2 居住環境向上用途誘導地区

60条の3 特定用途誘導地区

67条 特定防災街区整備地区

68条 景観地区 68条の9 都市企画区域及び準都市計画区域以外の区域

2

宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく制限

施行令 第3条	法令名	担当課	連絡先	地図 番号	備考	該当の有無の 確認方法
5	生産緑地法	都市計画課	072-841-1414	1	生産緑地地区の該当の有無	きてみてひらかた MAP
7	景観法	住宅まちづくり課	072-841-1478	1	景観法及び景観条例に関する届出要否	きてみてひらかた MAP
8	土地区画整理法	都市計画課	072-841-1414	1	土地区画整理事業(事業中の区域)の該当の有 無	きてみてひらかた MAP
18	都市再開発法	事業担当課	_	_	市街地再開発事業(事業中の区域)の該当の有 無	きてみてひらかた MAP
25	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画課	072-841-1414	1	都市計画施設内における土地の 有償譲渡に係る届出	きてみてひらかた MAP
26	農地法	農業委員会事務局	072-841-1534	3	農地の所有権移転、農地の転用、 転用目的の所有権移転に関する許可	左記担当課に問合せ
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	審査指導課	072-841-1438	1	宅地造成等工事規制区域の該当の有無 特定盛土等規制区域の該当の有無	きてみてひらかた MAP
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	審査指導課	072-841-1438	1	法第105条第1項の許可 (容積率の特例)の有無	きてみてひらかた MAP
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	審査指導課	072-841-1438	1	法第18条第1項の許可 (容積率の特例)の有無	きてみてひらかた MAP
38	河川法	府枚方土木事務所 管理課 (淀川は国) (1級河川は府)	072-844-1331 (代表)	8	河川区域・河川保全区域の該当の有無 市管理の準用河川は該当なし	左記担当課に問合せ
39	特定都市河川浸水被害対策法	下水道管理課	072-848-5565	9	特定都市河川・特定都市河川流域 の指定の有無	左記担当課に問合せ
42	砂防法	府枚方土木事務所 管理課	072-844-1331 (代表)	8	砂防指定地の該当の有無	左記担当課に問合せ
43	地すべり等防止法	府枚方土木事務所 管理課	072-844-1331 (代表)	8	地すべり防止区域の該当の有無、 ぽた山崩壊防止区域の該当の有無	左記担当課に問合せ
44	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜法)	府枚方土木事務所 管理課	072-844-1331 (代表)	8	急傾斜地崩壊危険区域の該当の有無 (区域が重複する災害危険区域の担当は府審 査指導課)	左記担当課に問合せ
45	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 策の推進に関する法律	府枚方土木事務所 管理課	072-844-1331 (代表)	8	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為の該 当の有無	きてみてひらかた MAP
46	森林法	農業振興課	072-841-1348	4	地域森林計画対象民有林の該当の有無	左記担当課に問合せ
48	道路法	道路管理者	_	_	道路一体建物の協定、道路外利便施設所有者 等との協定、道路予定区域の該当の有無	左記担当課に問合せ
51	土地収用法	府都市整備部用地課	_	_	事業認定を受けた区域の該当の有無	左記担当課に問合せ
52	文化財保護法	文化財課	072-841-1411	5	埋蔵文化財包蔵地の該当の有無	左記担当課に問合せ
54	国土利用計画法	都市計画課	072-841-1414	1	土地売買等の契約に係る届出	左記担当課に問合せ
56	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物 処理法)	環境指導課	050-7102-6014	10	指定区域の該当の有無	左記担当課に問合せ またはHPにて確認
57	土壤汚染対策法	環境指導課	050-7102-6014	10	要措置区域の該当の有無、形質変更時 用届出区域の該当の有無	左記担当課に問合せ またはHPにて確認
58	都市再生特別措置法	都市計画課	072-841-1414	1	都市再生歩行者経路協定の有無、居住誘導区域・都市機能誘導区域の該当の有無	きてみてひらかた MAP

宅地建物取引業法第35条第1項第14号イ関連(施行規則第16条の4の3)の法令に基づく制限

号	法令名	担当課	連絡先	地図番号	備考	該当の有無の 確認方法
2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 策の推進に関する法律	府枚方土木事務所 管理課	072-844-1331 (代表)	8	土砂災害警戒区域の該当の有無	きてみてひらかた MAP
3の2	水防法施行規則	危機管理対策推進課	072-841-1270	6	枚方市防災マップにおける洪水及び雨水(内水)の浸水想定の有無	きてみてひらかた MAP

宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく制限のうち枚方市内では区域指定や規制等がないもの

- 3 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法) 4 都市緑地法(協定緑地の有無)
- 6 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
- 9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 10 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
- 11 被災市街地復興特別措置法 12 新住宅市街地開発法
- 13 新都市基盤整備法

- 13 新都中基盤登備法 4 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律 (旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。) 15 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 16 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
- 17 流通業務市街地の整備に関する法律 19 幹線道路の沿道の整備に関する法律
- 20 集落地域整備法 21 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 22 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

- 23 港湾法 24 住宅地区改良法
- 30 都市公園法

- 31 自然公園法 32 首都圏近郊緑地保全法
- 33 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- 34 都市の低炭素化の促進に関する法律 35 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
- 36 水防法(浸水被害軽減地区) 37 下水道法
- 40 海岸法
- 40 海岸法 41 津波防災地域づくりに関する法律 47 森林経営管理法
- 49 踏切道改良促進法
- 50 全国新幹線鉄道整備法
- 53 航空法 55 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 59 地域再生法 60 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 61 災害対策基本法
- 62 東日本大震災復興特別区域法 63 大規模災害からの復興に関する法律
- 64 重要土地等調査法

宅地建物取引業法第35条第1項第14号イ関連(施行規則第16条の4の3)の法令に基づく制限のうち枚方市内では区域の指定がないもの

1 造成宅地防災区域 3 津波災害警戒区域



⑦ 2階 道路河川管理課

(市道・市管理道路)

○○○ 信 号

_____ 一 方 通 行

市役所庁舎分館

2階 ① 不動産調査コーナー

市街地開発課

関西電力

市役所中部別館

枚方高校

	場所	住 所	調査事項	課名	電話番号	
			都市計画法(用途地域·防火地域等·都市計画施設等·建蔽率·容積率) 生産緑地法·公有地拡大推進法·国土利用計画法·都市再生特別措置法·土地区画整理法	都市計画課	072-841-1414	
	役所分館2階 動産調査コー ー		景観法 建築基準法(建築協定)	住宅まちづくり課	072-841-1478	
			建築基準法(道路の種別)	開発調整課	072-841-1432	
			盛土規制法・マン建法			
			建築基準法(建蔽率の緩和)	審査指導課	072-841-1438	
			長期優良			
② 市行	役所分館3階		土地区画整理法	市街地開発課	072-841-1423	
3		大垣内町二丁目1-20	農地法	農業委員会事務局	072-841-1534	
4	と 役所別館3階		森林法	農業振興課	072-841-1348	
(5)	区がが貼り咱		文化財保護法	文化財課	072-841-1411	
6			水防法施行規則	危機管理対策推進課	072-841-1270	
⑦市後	没所中部別館2階	東田宮1丁目2番1号	市道・市管理道路の幅員等	道路河川管理課	050-7102-6510	
® ステ	テーションヒル枚方	岡東町19−1	河川法・砂防法・地すべり等防止法	府枚方土木事務所管理課	072-844-1331(代表)	
**オフ	フィスB 6階	叫太叫 7	急傾斜法•土砂災害警戒区域	加以以上小学协则自任体	0/2-044-1331(1(衣)	
9上7	下水道局庁舎2階	中宮北町20-3	特定都市河川浸水被害対策法	下水道管理課(上下水道局)	072-848-5565	
10 穂谷	川清掃工場 管理棟1階	田口五丁目1-1	廃棄物処理法·土壌汚染対策法	環境指導課	050-7102-6014	

枚方市では該当しない法令等については省略しています。また、法令名の一部については略称を用いているものもあります。